



目 次	ページ
告示	
○漁船損害等補償法による同意成立（3件）	（漁業管理課） 〈6・23揭示〉 1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（3件）	（ 〃 ） 〈 〃 〉 1
○地域登録検査機関の登録事項の変更の届出（12件）	（環境農業推進課） 1
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出	（漁業管理課） 3
○公有水面の埋立ての免許	（漁港漁場課） 3
○公共測量の実施の通知	（用地対策課） 3
高知県人事委員会規則	
◎公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	4

告 示

高知県告示第529号
 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。
 平成30年6月23日（揭示済）
 高知県知事 尾崎 正直

下ノ加江加入区

高知県告示第530号
 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。
 平成30年6月23日（揭示済）
 高知県知事 尾崎 正直

野見加入区

高知県告示第531号
 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。
 平成30年6月23日（揭示済）
 高知県知事 尾崎 正直

一切加入区

高知県告示第532号
 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成26年6月高知県告示第391号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成30年6月22日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。
 平成30年6月23日（揭示済）
 高知県知事 尾崎 正直

下ノ加江加入区

高知県告示第533号
 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成26年6月高知県告示第392号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成30年6月22日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。
 平成30年6月23日（揭示済）
 高知県知事 尾崎 正直

野見加入区

高知県告示第534号
 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成26年6月高知県告示第393号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成30年6月22日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。
 平成30年6月23日（揭示済）
 高知県知事 尾崎 正直

一切加入区

高知県告示第535号
 農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があったので、同条第9項の規定により告示する。
 平成30年6月26日
 高知県知事 尾崎 正直

1 地域登録検査機関の主たる事務所の所在地、名称及び代表者

の氏名
 高知市高須東町4番8号 高知市農業協同組合 代表理事組合長 宮脇 眞道

2 変更した登録事項
 農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類
 （変更前）（新規登録）
 （変更後）高知市横浜新町五丁目1315-1 藤井 達也（玄米、小麦及び大麦）
 （届出年月日）平成30年5月1日

高知県告示第536号
 農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があったので、同条第9項の規定により告示する。
 平成30年6月26日
 高知県知事 尾崎 正直

1 地域登録検査機関の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
 安芸市幸町1番16号 土佐あき農業協同組合 代表理事組合長 長野 隆

2 変更した登録事項
 農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類
 （変更前）安芸郡奈半利町甲2925 安部 武志（玄米）
 安芸郡安田町東島3391-8 西山 佳宏（玄米）
 （変更後）安芸市穴内甲2641-2 山中 淳史（玄米）
 安芸市久世町6-21 門脇 誠（玄米）
 安芸市川北甲4351 野川 貴博（玄米）
 安芸郡芸西村和食甲1489-1 松浦 宏樹（玄米）
 安芸郡田野町533 小谷 守（玄米）
 （届出年月日）平成30年5月17日

高知県告示第537号
 農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があったので、同条第9項の規定により告示する。
 平成30年6月26日
 高知県知事 尾崎 正直

1 地域登録検査機関の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
 香南市野市町西野2704番地2 土佐香美農業協同組合 代表理事組合長 中内 英夫

2 変更した登録事項
 農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

(変更前) 香南市野市町兎田162 西内 浩章 (玄米及び大豆)

(変更後) 香南市野市町兎田162-6 西内 浩章 (玄米及び大豆)

香南市野市町西野2093-6 武内 智 (玄米及び大豆)

香南市吉川町吉原1477-4 中村 憲介 (玄米及び大豆)

(届出年月日) 平成30年4月27日

高知県告示第538号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があったので、同条第9項の規定により告示する。

平成30年6月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 地域登録検査機関の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

南国市大桶乙894番地1 南国市農業協同組合 代表理事組合長 高田 幸一

2 変更した登録事項

農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

(変更前) (新規登録)

(変更後) 香南市野市町西野2610-2 小原コーポ西棟301 坂本 裕太 (玄米)

南国市岡豊町中島1502 竹内 啓 (玄米)

(届出年月日) 平成30年4月27日

高知県告示第539号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があったので、同条第9項の規定により告示する。

平成30年6月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 地域登録検査機関の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

土佐郡土佐町土居284番地1 土佐れいほく農業協同組合 代表理事組合長 西村 行雄

2 変更した登録事項

農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

(変更前) 土佐郡土佐町田井400 山首 美三夫 (もみ及び玄米)

長岡郡大豊町立川下名487-5 佐久間 啓之 (玄米)

土佐郡土佐町土居129-1 西峯 勇哉 (もみ及び

び玄米)

(変更後) 土佐郡土佐町田井1370-14 西峰 大瑛 (もみ及び玄米)

(届出年月日) 平成30年4月26日

高知県告示第540号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があったので、同条第9項の規定により告示する。

平成30年6月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 地域登録検査機関の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

高知市春野町西分512番地2 高知春野農業協同組合 代表理事組合長 島田 信行

2 変更した登録事項

農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

(変更前) (新規登録)

(変更後) 吾川郡いの町天王南八丁目3-9 安岡 将吾 (玄米)

(届出年月日) 平成30年4月27日

高知県告示第541号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があったので、同条第9項の規定により告示する。

平成30年6月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 地域登録検査機関の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

高岡郡四万十町榊山町586番地2 四万十農業協同組合 代表理事組合長 武政 盛博

2 変更した登録事項

農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

(変更前) (新規登録)

(変更後) 高岡郡四万十町茂串町10番49号 コーポ渡辺No.3 202 清川 祐 (玄米及び大豆)

高岡郡四万十町藤ノ川143番地1 氏原 有陽 (玄米及び大豆)

(届出年月日) 平成30年5月1日

高知県告示第542号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があったので、同条第9項の規定により告示する。

平成30年6月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 地域登録検査機関の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

高知市五台山5015番地1 株式会社J Aエナジーこうち 代表取締役 川島 徹也

2 変更した登録事項

農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

(変更前) 香美市香北町小川202-2 横谷 篤志 (玄米)

(変更後) 四万十市渡川三丁目12-26 コーポ山脇301号室 小笠原 祥二 (玄米)

(届出年月日) 平成30年5月11日

高知県告示第543号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があったので、同条第9項の規定により告示する。

平成30年6月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 地域登録検査機関の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

土佐市蓮池948番地1 土佐市農業協同組合 代表理事組合長 馬場 義人

2 変更した登録事項

(1) 農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

(変更前) 土佐市市野々30-1 宇賀 裕生 (玄米)

土佐市用石53 ハイツエスポアールB202 大野 雄二 (玄米)

(変更後) 土佐市蓮池511-4 大野 雄二 (玄米)

高知市長浜1280-1 セジュールウィット105 舩屋 公貴 (玄米)

(届出年月日) 平成30年5月7日

(2) 農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

(変更前) (新規登録)

(変更後) 土佐市高岡町丙535-2 山本 康博 (玄米)

(届出年月日) 平成30年5月23日

高知県告示第544号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があったので、同条第9項の規定により告示する。

平成30年6月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 地域登録検査機関の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

高岡郡佐川町甲1751番地1 コスモス農業協同組合 代表理事組合長 伊藤 喜男

2 変更した登録事項
農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類
(変更前) 須崎市西崎町8-42 森下 誠仁(玄米)
吾川郡いの町6494-28 畑瀬 佑介(玄米)
(変更後) 高岡郡日高村岩目地2069-17 森下 誠仁(玄米)
吾川郡いの町1700 畑瀬 佑介(玄米)
高岡郡日高村岩目地985-5 岡林 弘貴(玄米)
吾川郡仁淀川町土居甲785-1 ハイツ清流302号
藤原 崇道(玄米)
(届出年月日) 平成30年5月1日

高知県告示第545号
農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があったので、同条第9項の規定により告示する。
平成30年6月26日
高知県知事 尾崎 正直

1 地域登録検査機関の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
高知市朝倉南町9番12号 高知食糧株式会社 代表取締役社長 山崎 大輔

2 変更した登録事項
地域登録検査機関の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役社長 山崎 広起
(変更後) 代表取締役社長 山崎 大輔
(届出年月日) 平成30年6月14日

高知県告示第546号
農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があったので、同条第9項の規定により告示する。
平成30年6月26日
高知県知事 尾崎 正直

1 地域登録検査機関の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
高知市南久保5番16号 高知ケンベイ株式会社 代表取締役 西山 彰一

2 変更した登録事項
農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類
(変更前) (新規登録)
(変更後) 南国市大桶甲965-1 シティクールD棟101号

岡本 憲児(玄米)
(届出年月日) 平成30年5月7日

高知県告示第547号
漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
平成30年6月26日
高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項
(1) 発起人の住所及び氏名
宿毛市 高見 邦彦
〃 岡崎 正勝
〃 中山 達男
(2) 加入区の名称
沖の島加入区
(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
すくも湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧
(1) 縦覧期間
平成30年6月26日から同年7月10日まで
(2) 縦覧場所
すくも湾漁業協同組合沖の島支所

高知県告示第548号
公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により次のとおり公有水面の埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。
平成30年6月26日
高知県知事 尾崎 正直

1 免許を受けた者の住所及び氏名又は名称
幡多郡大月町弘見2230番地
大月町(大月町長 岡田 順一)

2 埋立区域
(1) 位置
幡多郡大月町橋浦字タコハナ山481番2に接する堤及び無番地地先の公有水面
(2) 区域
次の点1から点3までを順次に直線で結んだ線、点3と点4とを結ぶ平成28年の春分の日の満潮位(DLプラス2.03メートル)における公有水面とA東防波堤との境界線及び点4と点1とを結ぶ平成28年の春分の日の満潮位(DLプラス2.03メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

点1 三等三角点城ヶ鼻(北緯32度49分28秒2809・東経132度39分08秒6855)から87度19分02秒485.42メートルの地点
点2 点1から348度46分19秒83.66メートルの地点
点3 点2から92度57分08秒0.79メートルの地点
点4 点3から114度09分13秒5.48メートルの地点

(3) 面積
370.46平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域
(1) 位置
幡多郡大月町橋浦字タコハナ山481番2並びに同地番に接する堤、無番地及び道地内並びに2の(1)の公有水面
(2) 区域
次の各点を順次に直線で結んだ線及び点Fと点Aとを直線で結んだ線により囲まれた区域
点A 三等三角点城ヶ鼻(北緯32度49分28秒2809・東経132度39分08秒6855)から91度53分36秒508.87メートルの地点
点B 点Aから258度46分19秒120.00メートルの地点
点C 点Bから342度19分29秒192.84メートルの地点
点D 点Cから78度46分19秒140.00メートルの地点
点E 点Dから168度46分19秒151.00メートルの地点
点F 点Eから269度59分23秒4.86メートルの地点

(3) 面積
24,689.94平方メートル

4 埋立地の用途
物揚場用地及び護岸

5 免許年月日
平成30年6月6日

高知県告示第549号
国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成30年5月31日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
平成30年6月26日
高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類
公共測量(平成29-30年度 日下川橋梁下部外工事)

2 作業期間
平成30年5月28日から同年6月30日まで

3 作業地域
高岡郡日高村下分・沖名地域

人事委員会規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月26日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第15号

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年高知県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 土佐清水市教育委員会の項中

「

事務局	課長
-----	----

」

を

「

事務局	課長
教育センター	所長

」

に改め、同表黒潮町町長部局本庁の項中「産業推進室長」を「室長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1 黒潮町町長部局本庁の項の改正規定は、平成30年7月1日から施行する。